



「町田市景観計画」の改定に係るお知らせ

町田市では、思わず出歩きたくなるような景観づくりの実現を目指し、2024年3月に「町田市景観計画」の一部改定を行いました。あわせて、「町田市景観条例」「町田市景観条例施行規則」を改正し、2024年10月1日に施行します。これに伴い、景観法に基づく届出制度等の運用が変わりますので、お知らせいたします。

I. 改定の概要

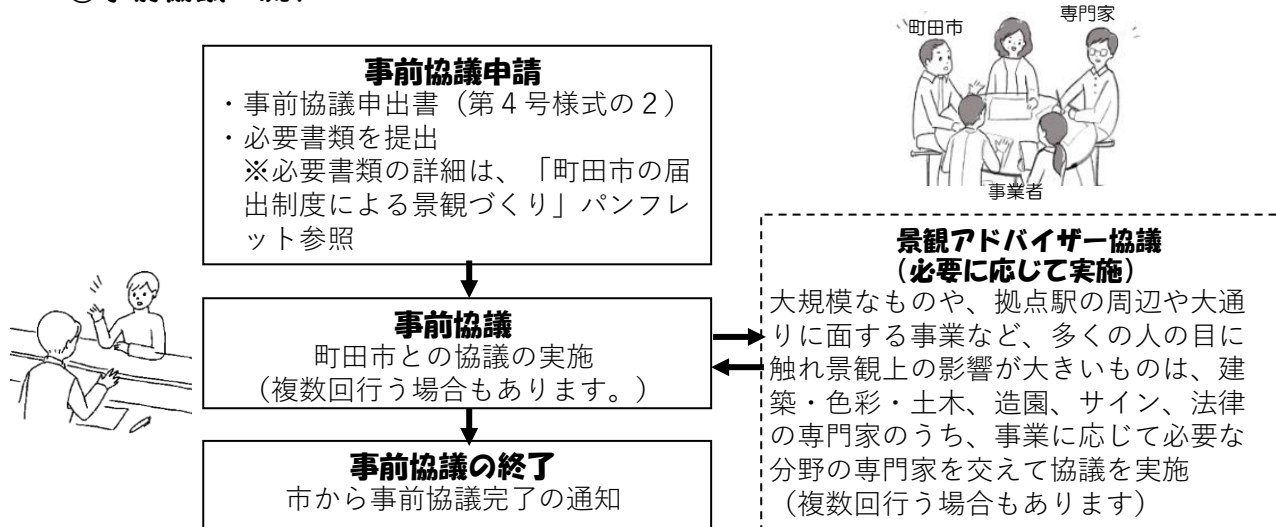
(1) 事前協議制度について

届出（通知）対象行為のうち下記に掲げるものは、町田市景観条例第11条の2に基づき事前協議が必要になります。

①事前協議の対象行為と協議の時期

対象行為	協議の時期
1 ha以上の開発行為等	届出（通知）の30日以上前でかつ設計が容易に変更できる時期まで
延べ面積3,000㎡以上の建築行為	
50戸を超える集合住宅に係る建築行為	
景観形成誘導地区において行われるもの	
その他市長が必要と認めた大規模土地に係る開発等	

②事前協議の流れ



(2) 届出制度について

①景観形成基準の追加等について

拠点駅の周辺等において、人々の活動や交流を促すような空間づくりを誘導する基準を追加したり、居心地のよい住宅地の景観を守り育てるために、道路等の公共空間に面する場所に緑化を誘導する基準を追加するなど、景観形成基準の追加や見直しを行いました。

これに関連して、各景観形成ゾーンや景観形成誘導地区に共通する基準を全域共通の基準として定めています。今後は、共通基準と各景観形成ゾーンまたは景観形成誘導地区の基準への適合が必要になります。

②届出対象行為の追加について

近年設置が増加する下記の行為を届出対象行為に加えました。

対象行為	対象規模
コンテナ倉庫	コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業又は倉庫業を営むために利用するもので全ての規模のもの
太陽光発電設備	パネル面積の合計が200㎡以上のもの、建築物に附属するものは除く
携帯電話基地局	高さが15m以上のもの、建築物に附属するものは除く

③区域の変更について

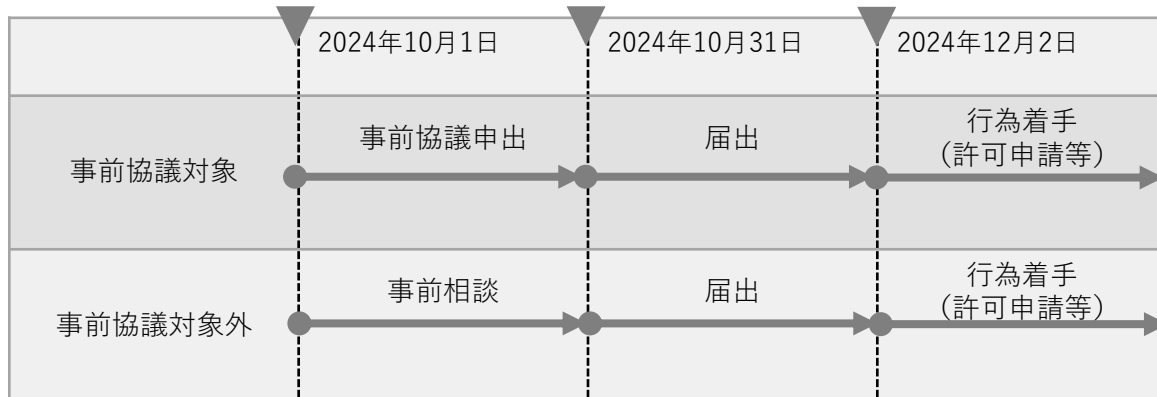
今後の開発動向を踏まえ、森野住宅地区（森野一丁目の東京都住宅供給公社森野住宅の周辺区域）を住まい共生ゾーンからにぎわいゾーンに変更しました。

（3）その他の改定事項

- ・ 景観重要公共施設について、既定の薬師池公園に薬師池西公園の範囲を追加
- ・ 多摩都市モノレールの延伸を見据え、将来的な景観重要公共施設指定の考え方を追加
- ・ 市と協働して景観づくりの普及啓発に取り組む「景観づくり市民推進員」の仕組みを創設

2. 改定基準・手続きの適用開始日

2024年12月2日以降に着手（建築確認申請や開発許可等を要する場合は、確認申請や許可申請）するものを対象に、2024年10月1日から改正後の景観条例第11条の2に基づく事前協議や、任意の事前相談を行います。それ以前に行うものは、現行の基準を適用します。



お問合せ

町田市都市づくり部地区街づくり課街づくり景観係
〒194-8520 町田市森野2-2-22 町田市庁舎 8階 804
TEL 042-724-4267（直通）
✉ mcity6750@city.machida.tokyo.jp

制度の詳細は、「町田市景観計画」、「町田市景観条例」及び「町田市景観条例施行規則」をご覧ください。町田市公式ホームページに掲載しています。

町田市景観計画について



町田市景観条例・施行規則について

